

図表4 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)別表第3の改正案(抄)

食品	ソーセージ	
用語	ソーセージ	ボロニアソーセージ
定義	<p>次に掲げるもの(食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。)をいう。</p> <p>一 家畜、家きん若しくは家兔(と)の肉を塩漬(せき)し又は塩漬(せき)しないで、ひき肉したもの(以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。)に、家畜、家きん若しくは家兔(と)の臓器及び可食部分を塩漬(せき)し又は塩漬(せき)しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料臓器類」という。)又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬(せき)し又は塩漬(せき)しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(魚肉及鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。以下この表及び別表第四のソーセージの項において単に「原料魚肉類」という。)を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱し又は乾燥したもの(原料畜肉類中家畜及び家きんの肉の重量が家兔(と)の肉の重量を超え、かつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。</p> <p>二 略</p> <p>三 一又は二に、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、乳たんぱくその他の結着材料を加えたものであって、その原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント以下であるもの</p> <p>四・五 略</p>	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、牛腸を使用したもの又は製品の太さが三十六ミリメートル以上のもの(豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。) をいう。</p> <p>二 「Mortade lla Bologna」(モルタデッラボローニャ(その他翻訳上これを意味する表示を含む。))と表示されたもの</p>